

10. 障害者総合支援法等によるサービス

(1) 障害福祉サービス

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

家庭などで利用できる「訪問系・その他サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」があります。

また、地域生活への移行やその継続を支援する地域相談支援のサービスもあります。

訪問系・その他サービス …在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で家事や身体の介護など日常生活の支援を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援をします。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供(代筆・代読含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	短期入所	自宅で介護を行う人が病気などになった場合、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
訓練等給付	自立生活援助	定期的な訪問や障がいのある方から相談・要請があった際に、助言や医療機関等との連絡調整等必要な支援を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労後6ヶ月を経過した人に対し、引き続き就労の継続を図るため一定の期間にわたり事業所・家族との連絡調整等の支援をします。

日中活動系サービス …入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がいのある方で常に看護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練(生活・機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援A型・B型	一般の事業所で働くことが困難な人に、就労や生産活動などの機会を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練をします。

居住系サービス …入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	宿泊型自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、居室などを利用してもらい日常生活能力向上のための支援や相談などを行います。

地域相談支援…地域生活への移行や地域生活の継続を支援します。

サービスの名称	内 容
地 域 移 行 支 援	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方など地域における生活に移行するために重点的な支援を必要としている方に対して、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談やその他必要な支援を行います。
地 域 定 着 支 援	居宅において単身等で生活する障がいのある方に対して、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

(2) 障害児通所支援事業

サービスの名称	内 容
児 童 発 達 支 援	就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	在学中の児童に対して、放課後又は学校の休業日に、施設に通わせ生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等を訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援等を行います。

(3) 地域生活支援事業

障がいのある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、大分市が実施している事業です。主な事業は以下のものです。

事 業 名	内 容
意 思 疎 通 事 業 支 援	聴覚や視覚等の障がいにより意思疎通に支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために手話通訳や要約筆記、盲ろう者通訳介助を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある方等に、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移 動 支 援 事 業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター (Ⅱ型・Ⅲ型)	障がいのある方に対して、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流促進などの便宜を図ります。
訪問等入浴サービス事業	居宅における入浴が困難な障がいのある方に対して、居宅又は施設で入浴のサービスを提供します。
日 中 一 時 支 援 事 業	自宅で介護を行う人が病気などで一時的に支援が必要になった場合に日中施設において、預かりのサービスを行います。

※事業所については、障害福祉課にお問い合わせください。

(4) サービスの利用のしかた

サービスの利用については、まず市役所障害福祉課での申請が必要となります。障害者支援施設などに入所している人については、入所前に住んでいた市区町村に申請となります。

1 相談・申請

障害福祉課または指定特定相談支援事業所等に相談し、サービスが必要な場合は申請します。申請を行うと障がいの状況や現在の生活などについて、調査（アセスメント）が行われます。

※指定特定相談支援事業所：市町村の指定を受けた事業所で、サービス申請前の相談や申請する時の支援、サービス等利用計画の作成、サービス提供事業所との連絡調整などを行います。

2 サービス等利用計画案の提出依頼

生活や支援の実態にあった支給決定を行うために、指定特定相談支援事業所等に「サービス等利用計画案」の作成の依頼をします。

3 審査・判定・認定

調査をもとに市で審査・判定が行われ、障害支援区分（どの程度支援が必要な状態か）の認定を行います。

4 サービス等利用計画案の提出

指定特定相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画案を市に提出します。

5 支給決定

障害支援区分や提出されたサービス等利用計画案などをもとに、サービスの支給決定がされ、受給者証が交付されます

6 サービス担当者会議の開催

市から支給決定を受けたら、その決定内容を踏まえ、指定特定相談支援事業者等がサービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行います。

7 サービス等利用計画の作成

サービス担当者会議を経て、指定特定相談支援事業所等はサービス等利用計画を作成します。

8 サービス利用開始

利用したい事業所と契約をし、サービスの利用開始となります。

9 モニタリング

決められた月にサービス等利用計画の見直しを行います。